

〔書 評〕

## 『ヴァイマル民主主義の崩壊』

H. ヘラー/H. ゲルバー/R. スメント/G. ライプホルツ 著  
宮本盛太郎/初宿正典/西村稔/手塚和男/川合全弘 訳

中 道 寿 一

### 1

本書は、「ヴァイマル民主主義の悲劇は、けっしてすぎ去った過去の出来事に止まるものではない。現代民主主義の問題に主体的に取り組もうとされる読者に、本書が何らかの意味をもち得れば望外の幸せである」(228ページ)という意図の下に、本来別個に掲載されていた4論文、Hermann Heller, Rechtsstaat oder Diktatur? 1929, Hans Gerber, Freiheit und Bindung der Staatsgewalt 1932, Rudolf Smend, Protestantismus und Demokratie 1932, Gerhard Leifholz, Die Auflösung der liberalen Demokratie in Deutschland und das autoritäre Staatsbild 1933 を翻訳・編集したものである。

本書の特徴の一つは、これら4論文が、その発表年時から明らかなように、ヴァイマル共和制末期という危機状況において、それぞれ独自の現状認識と対応策を提示している点であり、その第二は、4人の著者がともに、当時のドイツ国法学における、いわゆる新思想に属する人々であったという点である。

周知のように、1920年代中期、「ドイツ国法学会」や「公法雑誌」等で国法学の危機が叫ばれたとき、それは、国法学から政治的・社会学的側面を完全に排除したラーバント、法律学的側面と政治的・社会学的側面との両面を認めつつも、法律学的側面を強調した G. イェリネック、そして、国法学の対象を法規範の定めた当為の世界のみに限定する H. ケルゼンへと連なる、国法学の実証主義的傾向＝旧思想

と、それを「国家なき国家学」「法なき法理論」と批判し、国法学の対象を、倫理学や形而上学の領域のみならず、政治的・社会的現実にもまで拡大すべきであるとする反実証主義的傾向＝新思想との対立として現出した。そして、この新旧両思想は、「一つの統合に達しないまま、ついにワイマール共和国末期にいたって新しい思想がほぼ完全に学界の大勢を支配するようになった<sup>(1)</sup>」のである。当時のこうした状況を、宮沢俊義氏は、1932年に「公法学における政治——現代ドイツ公法学界の一つの傾向について」で紹介しているが、その中で氏は、新思想に属する多くの学者は、その政治的傾向において反動的傾向に属すると述べ、その代表的人物として「カウフマン、トリール、スメント、ケルロイター、カール・シュミット、ハンズ・ゲルバー、ライプホルツ」(傍点—評者)を挙げ、「私の見るところでは、そうした反動的な政治観を有つ人たちの学説において、先に私の指摘した事実、すなわち、その主観的政治観によって理論的認識がゆがめられているという事実が、特に強く見られる。そのあるものに至ると、『科学』の仮面をつけた反動的独裁制弁護論に外ならぬと言ひ得るものもある<sup>(2)</sup>」という所見を述べている。この氏の認識は、デモクラシーが最も多義的な政治概念の一つであることを認めつつも、「デモクラシーとは、たんに政治的意志形成の技術的手続原理でも、推定された国民意志を無差別に入れるための容器でもない。それは、秩序ある自由の状態を政治的共同体のために確保するという目標を有する、一つの価値に満たされた政治秩序である<sup>(3)</sup>」という、判断基準の存在を認める K. ゾントハイマーの、次のような指摘に相応する。すなわち、新思想に属する国法学者は、「自由主義的な市民国家理念の否定」を共通項に持ち、「自由主義に由来する政治の諸制度は新しい時代の政治社会問題を克服する手段として無能であるだけでなく、自由主義がもたらした国家の社会化と経済化という現象もまた、社会の諸勢力の上に立つ国家権力によって解決さるべき<sup>(4)</sup>」と考え、デモクラシーと自由主義とを区別し、デモクラシーを非自由主義的なものと定義することによって、「その政治が内包する権威主義的ないし全体主義的な構造を、たんなる治者と被治者の意志の同一性〔という論理〕によって正当化しようとするデモクラシーの観念<sup>(5)</sup>」を導き出した、と。

しかしながら、新思想＝反実証主義に属する人々の中でも、以上のような思想傾向とは異なる独自の道を歩いた者がいた。それは、「ケルゼン流の法実証主義の形

式主義を批判しつつ、しかもシュミット流の反実証主義＝《社会学的実証主義》の《裸の決断主義》に陥ることなく、独自の自立の道を模索するという三重の課題を<sup>(6)</sup>背負った H. ヘラーであり、彼こそ、「実証主義と形式主義の明確な敵対者、またその反実証主義が民族主義的、権力国家的立場から必然的に養分をとらざるをえなかった他の学者と違って、社会主義的・自由主義的参加の根底から栄養を吸収して自立できたことを証明した唯一の人物<sup>(7)</sup>」だったのである。

以上、本書に収録されている4論文の著者の思想傾向を概観してみたが、以下、このことを前提にしながら、各論文を考察してみたい。

〔注〕

- (1) Kurt Sontheimer, Antidemokratisches Denken in der Weimarer Republik – Die politischen Ideen des deutschen Nationalismus zwischen 1918 und 1933, S. 81-82 (河島幸夫・脇圭平訳『ワイマール共和国の政治思想』ミネルヴァ書房, 60ページ)。
- (2) 法学協会雑誌, 第50巻第7号, 135-136ページ。
- (3) K. Sontheimer, a. a. O., S. 15, 邦訳5ページ。
- (4) a. a. O., S. 98, 邦訳76ページ。
- (5) a. a. O., S. 16, 邦訳6ページ。
- (6) 山口利男「国家学の危機とヘルマン・ヘラー」『危機状況と政治理論』日本政治学会年報, 1973年, 181ページ。
- (7) K. Sontheimer, „Justiz und Demokratie in Deutschland (1968)“, Deutschland zwischen Demokratie und Antidemokratie, München 1971, S. 248. ここでは、山口前掲論文の訳を引用。

2

H. ヘラーの「法治国家か独裁か」は、イタリア・ファシズムの成立を契機に、独裁こそ現代固有の国家形態であるとの風潮が強まり、従来の法治国家が批判され、「法治国家か独裁か」という二者択一が迫られた当時のドイツ国内状況を前提にしている。この問いに対して、ヘラーは、法治国家の形骸化を承認すると同時に、独裁の実態と危険性を鋭く突き、これら双方に対して、社会的民主主義の要求に見合った実質的法治国家＝社会的法治国家を対置した。しかし、本論文では、社

会的法治国家そのものよりも、法治国家の形骸化から独裁への移行の分析と、独裁の実態暴露にアクセントが置かれている。

ヘラーによれば、近代法治国家は、分業の発達と社会集団間の相互取引の増大とともに、社会的諸関係の計測可能性と計画性、したがって法的安定性を確保する必要性から、しかも、「制御されない人間の権力は、おしなべて遅かれ早かれ計測不可能な恣意の誘惑に抗しえない」という冷徹な人間観に基づき、権力分立機構を具備させることによって成立したのであるが、その主体は、「教養と財産」を有する市民層であった。しかし、資本主義の発達とともに、多くのプロレタリアートが政治場裡に登場し、彼らが市民的民主主義ではなく社会的民主主義を要求することによって、市民層は、自ら形成した法治国家がその普遍的性格のゆえに自らの利益を脅かすようになったと感じ、「法治国家の理想に絶望して、自分自身の精神的世界を否認し始めた」。かくして、「人間の主体的決断から独立し、論理的=数学的客観性をもって、人間の上に君臨する」、「法の支配」の技術的解釈が生れ、この解釈の極限に、H.ケルゼンの「純粹法学」が成立したのである、と。ヘラーは、まさにこの点に、法治国家の形骸化・空洞化の原因を求めるのであるが、さらに、この法治国家の形骸化・空洞化こそが独裁思想を広めた原因でもあると指摘する。すなわち、法則を憎悪し、現実を渴望する市民層は、「新封建主義」の虜となり、自己目的としての暴力を賛美し、「法則なき個性の天才信仰」を持つようになり、ついには、民主主義的=議会主義的腐敗の除去には独裁しかないと主張するようになった、と。

しかし、このことに対してヘラーは、「独裁があらゆる政治形態の奇形現象であり、社会的無秩序の政治的現象形態にすぎない」と、独裁の本質を看破すると同時に、民主主義の正当性原理の確立した現代において独裁を試みようとする者は、「民主主義を民主主義の名において超克すること、民主主義を繰り返し言葉の上で肯定しながら、事実上の内容においてはそれを否定すること」しかない、と、独裁のイデオロギーの隠蔽策をも暴露してみせる。そして、イタリア・ファシズムを例に挙げながら、民主主義的方法として「市民的」諸自由権の否定の上に採用される人民投票や職能代表的イデオロギーが、結局は、人間の徹底した政治的客体化であり、大衆の政治的発言を抑圧した経済統制のための独裁組織でしかないことを証明

し、ルネサンスを通り抜けた者ならば、独裁など決して認められないはずであり、独裁の承認は西洋文化の否定でしかない、必死の警鐘を打ち鳴らす。

H.ゲルバーは、「国家権力の自由と制約」において、諸政党の利害対立の場と化し、統一的意思形成の不可能となったワイマル議会の現実を前にして、国家意識の衰退を慨嘆し、その原因を共和国原理そのものに求める。彼は、「国家は事態に即して整序された支配関係の総和であるという意識の失われた時」と、「国家を構成する分枝が、その相互の結合の中に人格としての立場に立っているという確信を失った時」に、国家が衰退するとし、C.シュミットの、権威と権力との区分を採用して、「国家が権力であると同時に権威である」ことを強調しながら、現代の国家把握が、権威としての国家を無視した単なる権力としての国家把握でしかないことを指摘する。そして、この権威意識の欠如が、契約関係による国家の正当化や、「偶然に左右される多数決」の採用を導き、そのことによって、国家から神聖なものが除去され、国家は空虚な機構と化したとする。すなわち、ゲルバーは、国家意識衰退の原因を、共和国原理そのもの、そして、それを根底において規定している啓蒙合理主義に求めるのである。さらに彼は、以上のことをより具体的に扱うため、再びC.シュミットの『合法性と正統性』を取り挙げ、ヴァイマル憲法における合法性と正統性の分裂・対立の論証を引用しながら、合法性の形式化と正統性感覚の喪失を指摘し、結局、国家を没落から救済する方法は、合法性と正統性の結合、権威と権力の結合、したがって、何よりもまず、正統性と権威の回復を急がねばならないとし、権威主義国家を切望する。そして、この権威主義国家に対する信仰は、「国家の真実に対する無制限な肯定と、そこから生ずる無条件的な人格的責任に対する断固とした決断」や、「権威主義的な物の考え方をもった人たちがみずからの責任に基づいて国家の運命を決定すること」を内実としていた。こうした、C.シュミットに大きく依拠するゲルバーの主張に対しては、「国家に目的のための単なる手段たる性格しか認めない個人主義や契約思想から国家を奪い返し、国家に再び一つの意味を与えようとする、……〔そして〕最後には民族、国民、共同体など当時流行の反民主主義的概念を採用するようになった<sup>(8)</sup>」新思想の亜流であり、「国法学の新しい萌芽をあからさまな政治的判断と結びつけている」主張、という<sup>(9)</sup>

K. ゾントハイマーの指摘が妥当する。

「プロテスタンティズムと民主主義」における R. スメントは、まず、革命前までのプロテスタンティズムと国家との密接な関係、すなわち、国家が教会を承認し、教会が国家を思想的に支えてきたという関係を強調することによって、革命と共和国の無宗教性ないし宗教的中立性を指摘する。そして、この国家の無宗教性・宗教的中立性が民主主義を世俗化された世界における宗教・教会の代用品たらしめ、このことが今日の国家と文化の危機の最も深い原因であると指摘する。このような危機の分析から、スメントは、(i) 民主主義の中にある世俗化された宗教的エネルギーの源はプロテスタンティズムにあり、したがって、今日の危機に関して、プロテスタンティズムがカトリシズムよりも強い内的連関を持っているということ、(ii) 国家と社会に対するカトリシズムの態度決定が、結局、教皇の政策らしいのであるのに対して、「プロテスタンティズムは、今日の一回限りの状況を十分利用し尽くし、その状況のもつ一回的な問題に十二分な宗教的・倫理的な意識に基づいて答え、それによって、まったく別の具体的な創造性という立場に達しようと試みることができる」点で、カトリシズムに優位していること、そして、(iii) 革命直後、ドイツ精神運動の中で危機に対する戦いの指導的地位にいたカトリシズムが次第に後退し、今日では、プロテスタンティズムが、一つの分散的要素として、ありとあらゆる精神的・政治的・宗教的団体にくまなく作用していること、さらに、(iv) 「文化的に発達した民族の血肉と化した民主主義」の前提をなす「精神的同質性」をカトリシズムが民主主義に与えられなかったこと等を挙げながら、文化の危機と国家の危機を精神的＝倫理的に克服しうる精神的勢力は、ドイツ・プロテスタンティズム以外にないと結論する。

恐らく、こうしたスメントの主張は、敗戦と革命によって「国家教会」の牧師としての社会的地位と役割に生じた激変からくる危機意識の反映＝「聖職者ナショナリズム」を基盤に、反共和制的・保守的な右翼勢力 DNVP 支持から、ワイマール末期におけるプロテスタント政党「キリスト教-社会的人民奉仕党」の結成へと動く、ドイツ・プロテスタンティズムの政治的態度と無関係ではないように思われる<sup>(10)</sup>。なぜなら、当時のスメントは、K. ゾントハイマーによれば、自由主義の中に「現

代の反キリスト」を認め、民主主義を「民族共同体の実質的諸価値における統一」と把握し、議会主義を伴う自由主義国家＝ワイマール国家は真の国家ではなく、形骸化した国家であり、したがって、「国家に再び一つの内容を与えること、国民が国家の意志形成にたえず参加して常に新たに実現されるべき一つの意味を賦与すること」こそ最大課題と考えていたからである。だとすれば、スメントの「統合理論」に対する宮沢氏の次のような指摘は、本論文にも妥当するであろう。「私の注意したいことは、スメントの『理論』そのものよりも、その背後にある非論理的な政治的 Einstellung である。そして、それがスメントの理論全体を強く支配している、あるいはこれを『決定』している、ということである。彼が『精神科学的方法』の名の下にその主観的な政治的価値判断をその理論に介入させている、ということである。彼は、『精神科学的方法』の名の下に問題を一つ『実践的な問題』として取扱おうとしている。しかし、理論的認識とその『実践』との関連については、そこに何らの批判的基礎づけが見られず、ただ独断的な断定のみが——あらゆる自由主義的なるものに対する病的な反感に色どられて——羅列されている。そこには理論的認識の主観的・政治的価値判断への無批判的な奉仕が見られるのみである」<sup>(12)</sup>。

G. ライプホルツの「ドイツにおける自由・民主主義の崩壊と権威主義的国家像」は、「1932年以後の、ラディカルに変化した政治的現実固有の法則を解明すること」「特に民主主義の現状を『構造に即して』捉えること」を目途としている。まず、「第一章 民主主義の概念」では、民主主義の実質的価値が自由と平等であり、双方の価値は相互に不可欠の関係にあることを強調し、「ある国家を民主主義的であるとみなすことができるのは、その国家共同体の内部における普遍的な至高の決定機関が、様々な世代を包括する超個人的な共同体という意味で理解された国民であり、かつ、平等な権能をもつ、すなわち、現代においてどのような形であれ社会的に差別されることのないすべての公民が、政治的自由を享受し、多数決原理の助けを借りて、共同意志、一般意志を形成する場合である」と規定する。「第二章 自由・民主主義」では、民主主義が歴史的に、君主・専制的権力国家を共通の敵として、自由主義と結合したこと、そして、その自由主義は、理性の器としての個人に基礎をおき、個人は前国家的で無限な人格価値を有していること、さらに、この価

値の実現を企てるために権力分立制を具備した法治国家を樹立し、自己の貫徹ではなく妥協を通じて統一の意志を形成するため、代表原理や多数決原理を採用したことを強調し、要するに、自由主義の核たる自由概念は「主体と客体の創造的な妥協の産物」たる義務的拘束を伴うものであり、したがって、「諸個人が共同体の具体的な政治的実存の根拠となっている価値世界の精神にのっとり、自己を動機づけることによって、特殊自由・民主主義の意識が生まれる」と指摘する。「第三章 自由・民主主義の崩壊」では、そうした自由・民主主義固有の価値＝世界観の形而上学的基盤が世俗化＝合理主義的相対化過程の進行によって崩壊したこと、そのことによって、社会＝経済的諸勢力の影響が尖鋭化し、議会制民主主義の機能しうる前提＝政治的社会的同質性が崩壊したこと、いわば、自由主義の基盤が民主主義自身の自律性によって失われたことを指摘し、ワイマール議会の機能不全の原因を明らかにすると同時に、議会制民主主義が大衆民主制の政党国家へ、代表議会が国民投票の補助機関へ、選挙行為が国民投票の行為へ、代表にふさわしい自由な人物としての政治指導者が一般意志を代弁する人物へと変化したことを指摘する。「第四章 新しい国家像の概観」では、先に自由民主主義の崩壊原因をその形而上学的基盤の喪失に求めたことから、イタリア・ファシズムを範例として、新しい権威意識の創出と権威意識の新しい基礎づけ、そして、それに基づく新しい国家像、すなわち、権威主義的国家像形成の必要性を強調する。彼によれば、権威主義的国家では、自由民主主義国家において「周辺領域」にあった権威が中核に据えられ、「指導する者と指導される者、すなわち権威を『有して』いる者とその権威によって具体的方向づけを与えられている者たちが、一つの統一の意識で結びあわせられ、指導する者は「政治的決定に対する個人的責任を共同社会に対して引き受け」なければならない。したがって、この権威主義的国家は、人為的ではなく有機的な、抽象的・一般的ではなく具体的・個別的な、そして、ピラミッド型のヒエラルキー原理を軸に、上から下への構造を持つ国家、換言すれば、「強力で正統と認められた真正の政府（人民全体を代表し指導する機関）が完全に独立の立場で人民全体にとっての決定的決断を行う」国家であり、しかも、この国家においては、依然として、個人の内的・外的自由の発現する余地が残されている、と規定される。こうした権威主義国家への傾向は、すでにワイマール期から、議会の機能不全により、



「超党派で中立的な第三者」としてのライヒ大統領を頂点に、国防軍と官僚制を具備した大統領国家の出現によって進行していたし、C. シュミット等によって理論化されてもいた。しかし、この大統領国家は、「一つの新しい権力意識に支えられた」政党ないし政治運動の登場によって「時代遅れのもの」になった、と指摘する。次に、「大統領国家」の後に C. シュミットがドイツ国法学へ導入した「全体国家」概念の考察に移る。彼によれば、「全体国家」とは、「限りなく自己のための個人を要求し、もろもろの精神的領域の自律というものを承認せず、個人が国家外的な超個人的生命共同体へ分割されるのを排除し、国家に敵対する社会を、より高度の国家統一の中で、できる限りくまなく政治化することによって、再び廃棄してしまおう」という傾向を有している。したがって、この国家は、「個人主義以後の国家」であり、そこでのエリートと人民との関係は、権威主義国家におけるそれよりも、より強く直接的である、と要約される。かくして、ライブホルツは、「将来のドイツ人の運命」のかかった問題として、次のような二者択一を迫る。「問題は、将来の国家像が前世紀の自由精神に基づく相続財産を原則的には尊重しながら権威主義的に構築されることになるのか、それとも同時に、権威を帯びた諸機関の主たる権限がこれらを支える大衆（階級、党、運動）の代弁者として一定の政治的意味において国家を根底的に改造することにある、という意味で全体的にも構築されることになるのか、ということである」と。この問題の解決方法として、彼は、新しい形而上的な国家像を求める諸勢力と国家とを成功裡に宥和させることであると、曖昧に答えながらも、「個人主義の偉大な発展の刺激を受けた」「ドイツにおいて、個人が急進的に集団化され、精神がマス化される」ことはありえないとし、全体国家への発展に「無視すべからざる主要性をもった留保」をつける。この点に関して、シュミットは、全体国家を「量的で弱い全体国家」と「質的で強い全体国家」とに区別し、後者の必要性を強調しながら、そこにおいては、国家が強大であるがゆえに、個人の自由が存在しうると考え、1933年の時点で、ナチ党を、全体国家形成の主體的勢力とみた。しかし、彼の構想した全体国家の現実態は、周知のように、ライブホルツの危惧した全体国家でしかなかった。その意味において、全体国家に対するライブホルツの分析は評価されるべきであろう。しかし、ライブホルツによって留保を付された全体国家は、シュミットの規定に従えば、どちらかという

と、彼の「量的で弱い全体国家」に照応し、権威主義国家は、「質的で強い全体国家」に照応しうるように思われる。だとすれば、ライブホルツの権威主義国家に対する認識も、シュミットの全体国家に対するそれと同様、「強制的均質化」を伴うナチ体制の現実を前提にすると、極めて楽観的なものであったと言わねばならない。このことは、彼が最後に言及した、権威主義国家の現実化方法の問題において明らかになる。彼によれば、権威主義国家が政治的になりうるのは、「独裁制か民主制かのいずれかの形態において」であり、民主制的に組織化されうるのは、「政治上、理念的な統一体としての人民が国家内部での最高の全般的な決定機関であり、能動的市民の多数の意志にもとづいて形成される平等の共同体意志が存在している場合」のみであって、それ以外は、独裁制的だとされる。しかし、他方、彼は、民主主義と独裁とは絶対的に対立するものではなく、C.シュミットの「主権的独裁」のように、「独裁が多数決によって正統なものと認められる限りにおいて」、民主主義的独裁が成立しうるとし、ナチズムは「主権的独裁の形式を用いた民主制によって単一政党国家を実現することを志し」ていると主張する。そして、C.シュミットによる独裁の特質（例外性、過渡性、手段性）を引用し、「独裁の目標とするところは民主主義である」と規定し、その点におけるナチズム、ファシズム、ボルシェビズムの類似性を指摘しながら、独裁は必ずしも「民主主義を廃するもの、また民主主義に決定的に対立するものではない」と結論する。しかし、この結論は、当時の支配的な議論を単に整理しただけの現状分析の結論であり、それに対して彼は一定の距離をおいていると解されるべきなのであろうか、あるいは、彼の権威主義国家から必然的に生ずる結論と解されるべきなのであろうか。彼が序文で「民主主義とは独裁であり、独裁とは民主主義であるといった類のことがまことしやかに主張されること」に対して批判するため、とにもかくにも「民主主義の現状を『構造に即して』把握」ようとしていたことを考えるならば、また、自由・民主主義の崩壊から権威主義国家像形成への移行の分析で示した慎重な表現や、権威主義国家における自由の承認を梃子とした全体国家批判、そして、それ以後の彼の境遇や戦後の『現代民主主義の構造問題』を考慮に入れるならば、それは当然、前者と解されるべきであり、現状分析に徹する態度は、もはやない状況での自己防衛とその状況への秘めやかな批判のための彼なりの方策であったと解すべきであら

う。しかし、それにしても、結論の論調は、独裁に対して好意的であるように思える。もし、「この論文は、もともと前年〔1932年〕の11月に行なわれた講演である。そうはいっても、私は、もとの講演をそっくりそのまま活字にしたのではなく、講演の内容のそここに手を加えて増補した」という序文の冒頭の文章を、すでに構想していた権威主義国家がヒトラー政権の成立によって実現したと錯覚し「乗り遅れないため」に修正加筆したと読みうるならば、その結論は後者と解されるべきであらう。もしそうであるとするならば、あの取って付けたような現状肯定的結論づけも理解できよう。しかし、評者は、まだ、そのいずれとも断定しかねている。ただ、現代の我々により大きな意味を持ちうる仮説は、後者であるように思われる。なぜなら、そこに、現状分析が現状肯定につながるという、現実主義の陥穽を認めるからである。

政治は、確かに、固定的なものではなく、変動を前提にしている。しかし、その変動は、理念からの乖離の方向ではなく、理念への不断の接近の方向でなければならない。だとすれば、既成事実の積み重ねによって、戦後民主主義のなし崩し的な変質が進行している現在、理念と現実を架橋すべき知の、現状追認によるなし崩し的な変質化は、極めて重大な意味を持つ。なかんずく、政治的知、すなわち、政治理論の変質化は、決定的意味を持つであろう。なぜなら、F.ノイマンの言うように、「政治理論は真理にたずさわる。政治理論の真理とは政治的自由である。……〔そして、〕いかなる政治体制も政治的自由を完全に実現できないとすれば、政治理論は必然的に批判的でなければならない……。政治理論は、具体的な政治体制を正当化し、合法化することはできない。前者は後者に対して批判的でなければならない。体制順応主義的政治理論は理論ではない<sup>(13)</sup>」からである。この意味において、ヴァイマル民主主義の問題は、単に過去の問題ではなく、まさに、現在の我々の問題だと言えよう。

〔注〕

- (8) K. Sontheimer, a. a. O., S. 102, 邦訳 79ページ。
- (9) K. Sontheimer, a. a. O., S. 104, 邦訳 88ページ。
- (10) 宮田光雄「ワイマールの死の教訓——ドイツ精神と西欧の問題」『すばる』第11巻, 1973年, 72—78ページ参照。

- (1) K. Sontheimer, a. a. O., S. 99, 邦訳 76ページ。
- (2) 宮沢俊義, 前掲論文, 142ページ。
- (3) F. Neumann, The Democratic and the authoritarian State, p. 162, 内山・三  
辺・倉沢・萬田訳『政治権力と人間の自由』河出書房新社, 231-232ページ。

(木鐸社, 1980年2月, 四六判, 228頁, 定価 2000円)